

津資組監公第1号  
平成29年3月1日

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山圏域資源循環施設組合

監査委員 久常勝 實

監査委員 三船勝之



平成 28 年度

定期監査結果報告書

津山圏域資源循環施設組合監査委員

## 1 監査の期間

期 間 平成28年11月8日～平成29年3月1日  
委員による聴取日 平成29年1月16日

## 2 監査の範囲及び方法

平成27年度及び平成28年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、予算、収入、支出、契約、財産の管理事務及び業務実施の効果などについて監査した。

監査にあたっては、監査資料、関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、現地調査のほか、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

## 3 監査の結果

財務に関する事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

職員の配置状況は次表のとおりである。今後とも組織管理・職員配置について適正化を図りながら、能率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

また、軽易な事項については、監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

### 職 員 の 配 置 状 況

(平成28年11月1日現在)

	局長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	非常勤嘱託員	合計
事務局	1							1
総務課		(2)	1	2	1		1	5 (2)
施設課		2	(2)	(2)	2	1 (2)		5 (6)
合計	1	2 (2)	1 (2)	2 (2)	3	1 (2)	1	11 (8)

※( )内は兼務の人数

## (1) 指摘事項

- ① 決裁文書に決済日、施行日、保存年限等の記入漏れや、簿冊の背表紙に保存年限等の表示がないもの、保存年限の異なる文書が混在した状態で保管されている簿冊等、不備が散見されたので、文書管理規程に基づいた事務処理をされたい。
- ② ごみ処理手数料及びリユースコーナー売上金の料金徴収事務を私人に委託されているが、会計管理者への合議がなされていなかった。また、当該料金を收受する職員について、一部が現金分任出納員の任命を受けていなかった。いずれも会計規則に基づいた手続きをとられたい。
- ③ 「津山圏域資源循環施設組合議会之印」及び「津山圏域資源循環施設組合会計管理者職務代理者印」の公印台帳が作成されていなかったので整備すること。
- ④ 備品登録された物品について、備品シールが貼付されていない物が多数存在していた。備品シールを貼付して、適正な備品管理に努められたい。

## (2) 監査委員の意見

津山圏域資源循環施設組合の総合ごみ処理施設「津山圏域クリーンセンター」は、厳しい工事工程でありながら当センター建設事業に携わる関係者が、輻輳する工事の安全施工に留意のうえ、工程管理の徹底を図り事業推進に取り組んだ結果、平成28年3月から本稼働をしている。

今回の監査による指摘事項のとおり、財務事務や文書管理において改善を要する事項が散見された。今後、関係する規則、規程等を再度確認し、適正な事務処理に努められたい。

熱回収施設及びリサイクル施設の運営については、一般廃棄物を長期にわたり安定的に処理するため、D B O方式(※)による民間事業者の持つ経営や技術力を活用するとともに、当組合においては運営状況のモニタリングを行い、安全で安心な施設の運営に取り組まれたい。

リサイクルプラザについては、本年1月には来場者数が1万人を超えており、環境学習の拠点施設として、有効に活用されるよう積極的なPRに努められたい。

今後とも、ごみの減量化、リサイクル等、持続可能な循環型社会の実現に向けて、地域住民、事業者、関係市町等との連携を強化し、取組の充実を図られたい。

(※D B O方式～公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式)

津山圏域資源循環施設組合監査委員告示第2号

平成29年3月31日

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第12項の規定により、平成28年度定期監査の結果に基づく措置の通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山圏域資源循環施設組合

監査委員 久常勝 實

監査委員 三船勝之



(監査結果報告決定日：平成29年3月1日)

指摘事項 ①	決裁文書に決済日、施行日、保存年限等の記入漏れや、簿冊の背表紙に保存年限等の表示がないもの、保存年限の異なる文書が混在した状態で保管されている簿冊等、不備が散見されたので、文書管理規程に基づいた事務処理をされたい。		
区分 (該当に○印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）	
	○	2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）	
		3. 未措置（何もしていない場合）	
措置等 の内容	クリーンセンターの建設及び運営準備において、膨大な量の建設関係の簿冊、DBO方式による20年間の運営業務に関する簿冊などが作成されたため、保存年限の整理ができていない文書が多く存在しており、必要となる簿冊の保存年限の整理から実施している。速やかに全文書の整理を終えるよう努める。		

指摘事項 ②	ごみ処理手数料及びリユースコーナー売上金の料金徴収事務を私人に委託されているが、会計管理者への合議がなされていなかった。また、当該料金を收受する職員について、一部が現金分任出納員の任命を受けていなかった。いずれも会計規則に基づいた手続きをとられたい。		
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）	
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）	
		3. 未措置（何もしていない場合）	
措置等 の内容	ごみ処理手数料及びリユースコーナー売上金の料金徴収事務の委託について、平成28年度は告示済であり、平成29年度委託分より会計管理者へ合議を依頼する。また、現金分任出納員について、現金を取り扱う可能性のある総務課職員について、平成28年12月12日付にて現金分任出納員を任命済。		

指摘事項 ③	「津山圏域資源循環施設組合議会之印」及び「津山圏域資源循環施設組合会計管理者職務代理者印」の公印台帳が作成されていなかったので整備すること。		
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）	
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）	
		3. 未措置（何もしていない場合）	
措置等 の内容	平成28年12月2日の事前検査による指摘により、平成29年1月16日の定期監査までに整備済。		

指摘事項 ④	備品登録された物品について、備品シールが貼付されていない物が多数存在していた。備品シールを貼付して、適正な備品管理に努められたい。		
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）	
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）	
		3. 未措置（何もしていない場合）	
措置等 の内容	平成 28 年 12 月 2 日の事前検査による指摘により、平成 29 年 1 月 16 日の定期監査までに貼付済。		